

# 地域を支えるサービス事業主体の あり方に関する研究会報告書について

経済産業省  
産業組織課

# 地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会

- 少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化にともない、財政制約も相まって、地方の鉄道・路線バスは不採算路線の撤退が相次ぎ、小売店やガソリンスタンドの減少による生活必需品の入手が困難になるなど、**地域に必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれ**が高まっている。
- このような状況を受けて、本研究会では、国内外における事例や制度を踏まえ、**地域に必要なサービスの提供や課題解決に取り組む事業主体のあり方について**、課題や制度上の対応策等を中心に取りまとめた。

## 開催実績

第1回(平成27年11月27日)

問題意識の共有、導入的な討議

第2回(平成27年12月15日)

ヒアリング(1) (株式会社)

第3回(平成28年1月14日)

ヒアリング(2) (NPO法人等)

第4回(平成28年1月22日)

ヒアリング(3) (投資家等)

第5回(平成28年2月23日)

法人主体のあり方の討議(1)

第6回(平成28年3月22日)

法人主体のあり方の討議(2)、取りまとめ

## 委員名簿

(以下、敬称略)

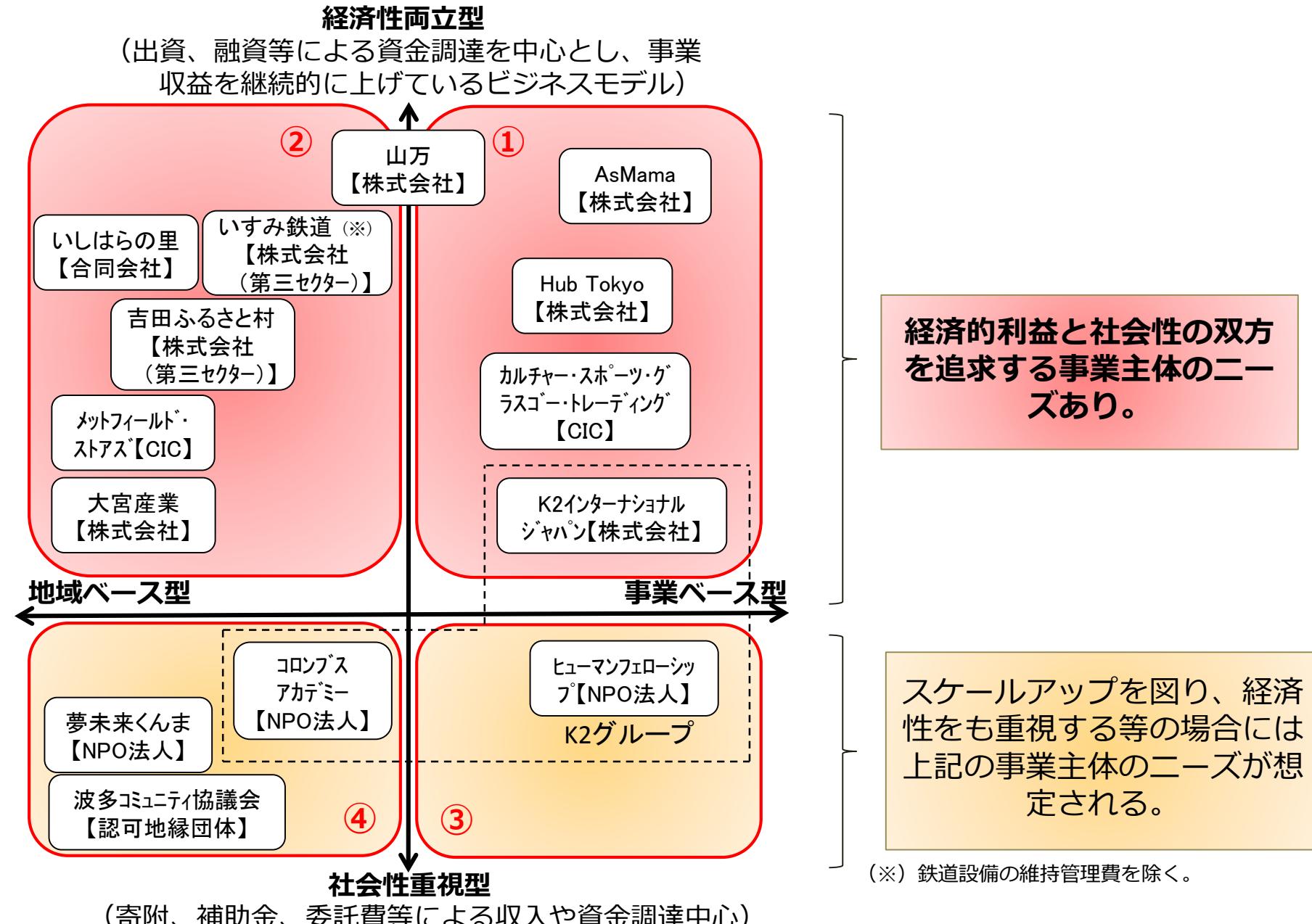
### 【委員】

座長：安念 潤司	中央大学法科大学院教授
岩本 真実	特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ代表理事
小田切 徳美	明治大学農学部教授
工藤 七子	日本財団社会的投資推進室室長
白石 智哉	一般社団法人リーサル・イバストメント・パートナーズ代表理事
武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士
塚本 一郎	明治大学経営学部教授・公共経営学科長
鳥塚 亮	いすみ鉄道株式会社代表取締役社長
名和田 是彦	法政大学法学部教授
林 新二郎	山万株式会社専務取締役
藤岡 喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
松井 秀征	立教大学法学部教授
松元 暢子	学習院大学法学部准教授
山田 誠一	神戸大学大学院法学研究科教授

### 【オブザーバー】

志知 雄一	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進室参事官
須藤 明裕	総務省地域力創造グループ地域振興室長
竹林 俊憲	法務省民事局参事官
山下 譲	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室政策企画官
水野 秀信	農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室長
織田村 達	国土交通省国土政策局地方振興課長

# 本研究会における事例の類型化



# 各類型におけるニーズ・課題等

## 類型②

- 【特徴】  
住民からの出資による資金調達や事業参画を想定。
- 【現状】  
株式会社の形態が多いが、合同会社の形態を探る事例も存在。
- 【課題等】
  - i ) 地域住民の理解を得ること等に株式会社形態では負担が大きい。
  - ii ) 第三セクターでは迅速かつ柔軟な意思決定が難しくなる。

## 類型①

- 【特徴】  
組織運営や意思決定のスピードを重視。出融資を中心とした資金調達。
- 【現状】  
株式会社形態が多い。
- 【課題等】
  - i ) 株式会社形態では必ずしも経済的利益のみを追求しないことに対する理解が得られにくい。
  - ii ) 事業の社会性を担保するためには、現行法下では個別契約の中で工夫して行わざるを得ないが、現実的に煩雑。

## 類型④

- 【特徴】  
地域住民自身が運営する組織が多く、地域代表性への志向がある。
- 【現状】
  - i ) 大部分が任意組織だが、NPO法人等も存在。
  - ii ) 小規模多機能自治推進ネットワーク会議では、住民自治組織に関する対応を検討。
- 【課題等】  
任意組織では、銀行からの借り入れを代表者個人名義で行う必要がある。

## 類型③

- 【特徴】  
寄附や公的な支援等による資金調達。
- 【現状】  
NPO法人等の非営利組織が多い。
- 【課題等】
  - i ) 寄附金や公的資金では、事業収益を生み出す意欲がそがれ、継続性がない。
  - ii ) NPO法人は設立や事業内容の変更に時間がかかる。

# 報告書内で提示した制度設計案

- 本研究会において示された経済性及び社会性を追求する主体の**制度設計案**は
  - ① **原則的に株式会社の特徴を取り入れた設計**とすること、
  - ② **社会的利益追求の担保の仕組み**の必要性の提示、
  - ③ 必要に応じた**構成員への財産分配の制限**を検討する旨 等を記載。
- なお、諸外国においては、米国のBenefit Corporationや英国のCIC等、社会的企業に関する仕組みが存在。

## <研究会報告書における制度設計案>

### [制度の骨格]

- 株式会社の特徴を取り入れた制度設計。
- 合同会社の特徴も選択可能な形で盛り込む。

### [意思決定のあり方]

- 出資額に応じた議決権による意思決定を原則とする（一人一票の議決権も排除しない）。

### [社会的利益追求の担保]

- 事業の社会性を継続的に担保する仕組みが必要。

### [資金調達関係]

- 主に出資や融資による資金調達を想定。
- 出資者（社会的インパクト投資家や地域住民等）が社会的事業の実施状況をモニタリングできる仕組みが必要。

### [剰余金等の分配]

- 必要に応じて、構成員への財産分配の制限を検討。なお、出資を含む多様な資金調達を可能とする観点から、制度として構成員への利益配当や残余財産の分配を全面的に禁ずることは想定しない。

### [事業主体を機能させるための仕組み]

- KPIの開発や定着、インセンティブ等を含む社会全体の仕組みが重要。

※ その他、社会性の担保の方法・基準、行政の関与のあり方、新たな法人制度の要否及び事業主体を機能させるための仕組み等については、更なる検討が必要。

# [参考] 海外の社会的企業法制度

- 諸外国において、社会的利益追求にコミットするための法制度の整備がなされている。
- 英米では、**株式会社の枠組みを基本**とした、**社会的事業の実施主体についての法人制度等の仕組み**が存在。

## Community Interest Company (CIC) [英]

- 会社法（2006年）、CAICE（Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) 法（2004年制定）及びCIC規則（2005年制定）に準拠する制度。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 設立時、コミュニティの利益に資する主体か否かのCIC規制官による事前審査の基準として、Community Interest Test（①設立目的、②活動内容、③その活動の受益者、の観点での社会性認証）が存在。
- 配当制限（利益の35%が上限）や残余財産分配制限（各社員の払込金額が上限）等が存在。
- コミュニティへの利益還元等について、毎年、事業報告書等の作成・会社登記局への提出が義務付けられている。
- 法人登記数は11,862社（2016年2月現在）。

## Benefit Corporation, B-corp [米]

- 2006年に確立された非営利団体であるBラボによる社会的企業（B-corp）の認証システムを契機として、2010年以降、各州でBenefit Corporationの制定法を導入。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 公共的利益の定款上の明記が必要。
- 年次利益報告書の開示等を通じ、第三者基準による企業目的・パフォーマンスの評価。
- 社会的利益取締役（独立性を有し、公共的利益の実現の評価、年次利益報告書の作成等を行う取締役）の設置。
- 社会的利益強制手続（株主等による公共的利益の実現を求める訴訟提起）の確保。
- Bラボによる認証を受けたB-corpは1,659社、47か国にわたる（2016年3月末現在）。

# まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）

※平成27年12月24日閣議決定

## ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(抄)

### Ⅲ. 今後の施策の方向性

#### 2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働くようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

##### E 地域全体のマネジメント力の向上

###### 【施策の概要】

地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化する。サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上においては、都市のコンパクト化・ネットワーク化に向けたまちづくりと連動した産業づくりに取り組む。

###### 【主な施策】(抜粋)

###### ◎ (1)－(ア)－E－② 官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等

地域の成長戦略の実施体制を強化し、各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版DMO、産業クラスター戦略における「クラスターマネジメント法人」など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。また、地域を支えるサービスを提供する事業主体の在り方等について検討を行い、その結論を踏まえ、2016年度以降必要な制度整備等を行う。

# まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）

※平成27年12月24日閣議決定

## ○アクションプラン(個別施策工程表)(抜粋)

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に満ちた地域経済実現に向けた総合的取組 E 地域全体のマネジメント力の向上
-----------------------------	---

### (1)-(ア)-E-② 官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等

#### ●現在の課題

- 生産性向上には、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの稼ぐ力の向上を図っていくことが不可欠である。他方、思い切ったマーケティングや販路開拓に取り組もうとすれば、地域資源を均等かつ平等に取り扱うことが難しく、地域内部の利害関係を調整しきれないために、次の一步を踏み出せないことが多い。
- 他方、地方創生の現場では、ややもすれば陥りがちな身内の対立解消も含め、プロジェクトの組成をリードできる優れたリーダーが不足。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の実施体制を強化していくことが必要である。
- また、身近なサービスを提供する既存の非営利団体や民間企業等は、それぞれの地域の直面する課題に応じた総合的・効率的なサービス提供に適さない部分があるなど事業主体の在り方が課題となっている。

#### ●必要な対応

- 各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版DMO、地域产品における地域商社など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。
- また、地域を支えるサービスを提供する事業主体の在り方等について検討を行い、その結論を踏まえ、2016年度以降必要な制度整備等を行う。

#### ●短期・中長期の工程表

	2015年度まで	2016年度以降（2019年度まで）
取組内容	○地域に必要となるサービスの実態を踏まえ、事業主体の在り方等について検討し、結論を得る	○観光における日本版DMO、地域产品における地域商社など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促す ○事業主体の在り方等の検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を実施
2020年KPI（成果目標）	○地域を支える多様なサービス事業主体にふさわしい制度を確立	